

令和 7 年度二本松市監査計画

令和 7 年 3 月 2 5 日

監 査 委 員 決 定

令和 7 年度の監査（検査及び審査等を含む。以下同じ）の実施に関し、効率的かつ効果的な事務の推進を図るため、次のとおり「二本松市監査計画」を定めるとともに、監査委員は、地方自治法に基づき設置された独任制の執行機関として、監査に課された使命を着実に果たし、市民の信頼に応えていくものとする。

1 基本方針

二本松市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に従い、市の事務事業や予算の執行が法令に基づき、適正かつ合理的・効率的に行われているかなどを検証するとともに、市政の執行方針や行財政運営全般にも留意し、監査を実施するものとする。

- ① 市の事務事業について、法令や条例等に従って適正に行われているかの「合规性」はもとより、金額や文言等が正確に示されているかの「正確性」、より少ない費用で実施できないかの「経済性」、業務プロセスの簡略化や改善により、能率的に処理できる余地はないかの「効率性」、そして、所期の目的に見合った成果が得られているかの「有効性」の観点から、市民の視点に立った検証を行う。
- ② 違法や不当の指摘にとどまらず、指導にも重点を置いて監査を実施する。
- ③ 定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、各部局における内部統制に留意して行う。
- ④ 監査結果等に関する情報については、市の掲示板やウェブサイト等に公表するとともに、監査委員制度についても、市民にわかりやすく周知していく。

2 各監査の実施概要

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

市の財務に関する事務の執行及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が、適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

また、最少の経費で最大の効果を得ているかという観点からも監査を実施する。

なお、各部、各支所及び各行政委員会単位に、原則 3 年で一巡するローテーションにより実施する。

本年度の監査対象部局は「市民部」「教育委員会」を対象に実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

市の事務事業の執行が、経済性、効率性及び有効性の確保等の観点から行われているかを主眼として、定期監査の際に併せて実施する。

なお、テーマを設定して実施する行政監査については、監査委員が必要であると認める時に実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が財政援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の指定管理者に対して監査を実施する。

① 財政援助団体

市が補助金等を交付している団体について、その事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効率的・効果的に行われているか。

また、交付団体に対する指導監督は、適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

② 出資団体

市が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上出資している団体のうち、監査委員が必要と認める団体について、その事業が出資の目的に沿って、適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

③ 公の施設の指定管理者

地方自治法改正で創設された指定管理者制度に基づき、指定管理者に行わせている公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的・効果的に行われているか。

また、事業が基本協定等を遵守し、適切に運営されているかなどについて監査を実施する。

本年度の監査対象団体は、道の駅さくらの郷、二本松市あだたらクラブ、城山市民プール及び福島県カヌー協会の4団体とする。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

全部局を対象に、決算書その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、会計処理及び事業の経営成績等が、適正かつ効率的・効果的に行われているかを審査する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月、現金出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が、適正かつ正確に行われているかを主眼として検査を実施する。

なお、検査日は、二本松市監査委員条例第3条第1項の規定により、毎月25日に実施する。ただし、その期日が市の休日に当たるとき、その他やむを得ない理由があるときは、変更し検査を実施する。

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って、適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかを審査する。

(8) 随時監査（地方自治法第199条第5項）等

随時監査、指定金融機関等における公金の収納等の監査及びその他の監査（住民監査請求、直接請求、議会請求、市長要求及び職員賠償責任）については、必要な場合または請求・要求があった場合に実施する。

3 監査の実施時期等

- (1) 別紙「令和7年度二本松市監査年間計画表」のとおりとする。
- (2) 監査の実施にあたっては、二本松市監査委員条例に基づき、実施時期及び監査対象の変更等も含めて、事前に市長へ通知する。

4 監査の実施体制等

- (1) 監査の実施にあたっては、監査委員2人が担当し、監査委員事務局職員2人が補助する。
- (2) 監査の実施場所は、原則、本庁舎3階監査委員事務局とする。ただし、必要に応じ現地で実施する場合がある。

また、財政援助団体等監査については、当該監査対象団体の事務所等に出向き監査を行う。